

「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」の開発に関する研究Ⅰ

－『学校法人奈良学園』における『教育相談活動（生徒指導含む）』のネットワーク強化－

A Study on the Development of “Bully Prevention and Management Program for School Personnel”

－Based on a Practice in the Educational Institution Nara Gakuen to Reinforce the Network for Educational Counseling and Student Guidance－

住本 克彦*・高橋 千香子・中山 健・橋本 宗隆
池田 大輔・益田 美保・三笥 康之・山田 百代

Katsuhiko SUMIMOTO*, Chikako TAKAHASHI, Ken NAKAYAMA, Munetaka HASHIMOTO
Daisuke IKEDA, Miho MASUDA, Yasuyuki MITOMA and Momoyo YAMADA

要旨 (Abstract)

本稿は、2022年度 学校法人奈良学園（以下、奈良学園）採択の共同研究の経過報告である。研究代表者（住本）は、長年、複数の府県市町教育委員会等において、いじめ調査委員や教職員対象いじめ防止・対応研修会の講師等を務めたり、生徒指導、教育相談関連業務等を担当したりしてきた。特に、2020年度は、私立の幼稚園から大学院までを有する、学校法人奈良学園において、教職員対象のいじめ問題対応研修会（幼稚園から高等学校教までの職員対象）の講師を務めた。当該研修会において、研究代表者開発の「いじめ防止・対応教職員研修プログラム」を実践し、管理職、生徒指導・教育相談担当者20名に、聞き取り調査を実施した。その結果から当該プログラムにおいては、いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施等6項目が要素である点が、その有効性として確認された。本研究では、そこで確認された「いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施」を奈良学園全体で複数回実施し（各学校園の生徒指導、教育相談等の担当者各1名参加）、毎回(1)生徒指導、教育相談に関する事例報告・検討 (2)最新の「教育相談」テキストを活用した研修を本年度実施し、参加者の研修の振り返りを基に、カウンセラー有資格者複数名が、半構造化面接を実施し、KJ法によって、その内容を整理、分析し、「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」開発に資するものである。本稿ではその第1回研修会実施結果から得られた知見を報告するものである。ここでは、(1)【事例報告・検討】成功事例に学ぶ事例検討会の有効性（危機管理体制の充実による効果）(2)【テキスト研修】教育実践（生徒指導・教育相談）する際に、裏付けとなる理論等をベースとすることの有効性 (3)開発的カウンセリング技法の研修の必要性 (4)同一学園内で同様の分掌担当者が定期的に意見交流することの有効性 (5)研修会に専門家が入ることの有効性等が確認された。

キーワード：教育相談、生徒指導、いじめ防止教育プログラム、教員研修

I. はじめに

本稿は、2022年度 学校法人奈良学園（以下、奈良学園）採択の共同研究の経過報告である。まず本稿では、い

じめの定義について、「いじめ防止対策推進法」に則り「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（同法「第二条」）と規定する。またいじめ問題対処の基本理念としては、「いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」²

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。³ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（同法「第三条」）の視点に立つものとする。

また、同法「第十八条」には、（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）として、以下のように、いじめに関する教職員研修を実施することを定めている。

「同法第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。² 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。」

以上の通り、いじめ防止等についての教職員研修の重要性についても法律に明記されている。奈良学園は、幼稚園2園、小学校1校、中学校2校、高等学校3校、1大学、1大学院を擁する総合学園である。研究代表者住本（専門：教育学、生徒指導論、カウンセリング心理学。日本カウンセリング学会認定スーパーバイザー）は、長年、複数の府県市町教育委員会において、いじめ調査委員や虐待等アドバイザー、教職員対象の生徒指導・教育相談研修会の講師（「A県いじめ問題対策連絡協議会 会長」、「B県立学校いじめ問題調査委員会委員〈日本生徒指導学会推薦〉」等）を務めてきた。さらには、自治体「教育委員」、スクールカウンセラー等も務め、本年3月には、『コンパス教育相談』（建帛社刊、2022：梶田叡一氏推薦書・文部科学省「いじめ防止対策協議会」委員、新井 肇氏なども執筆。内容は、就学前から青年期前期までを網羅しており、本学の授業『幼児教育相談支援』においてもテキスト採用中（2022年度～）である。住本：第1章・第4章・第6章・第10章執筆。高橋〈共同研究者〉：第3章執筆。）の編集に携わってきた（本研究で使用テキスト）。

特に、2020年は、幼稚園から大学院までを有する奈良学園において、教職員対象の『いじめ問題対応研修会（幼稚園から高等学校）』の講師を務めており、その成果は、『いじめ防止・対応教職員研修プログラム』の開発に関する一考察—学校法人奈良学園での実践を通して—（奈良学園大学紀要第13集.2020.12）として総括している。そこでは、(1)「いのちの教育」の視点からの教育実践 (2)開発的カウンセリング技法を用いた学級づくりの実践 (3)教師の観察力・感性向上と総合質問紙（i-check：アイ・チェックなど）等の活用、教員研修実践 (4)チーム支援・関係機関との連携 (5)情報モラル教育・保護者との連携・人権教育の推進 (6)いじめ対応研修会や事例研修会

等の定期的実施等が要素である点が、その有効性として確認された。ここでの第6項目目「いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施」の有効性が確認された。これを受けて、2022年度より新たな取組として、奈良学園の教育相談、生徒指導等の担当者が一堂に会し（オンライン含む）、(1)事例検討（成功事例発表・検討）(2)テキストを活用した研修(3)(1)～(2)の振り返り、(3)の段階の振り返り内容をカウンセラー有資格者複数名による質的分析を施し、「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」開発に繋げたい（図1参照「研究全体構想」）。本稿ではその第1回目研修から得られた知見を報告するものである。なお、共同研究者の高橋（専門：臨床心理学。臨床心理士、公認心理師）は、自治体における「家庭児童相談員」、「スクールカウンセラー」、および「大学学生相談室カウンセラー」の経験を有し、「奈良文化幼稚園相談員（園児の行動観察等実施）」や、奈良学園大学社会・国際連携センター事業「親と子の相談室ひまわり」、また学外においても、高等学校のいじめ問題関連第三者委員会委員等も務めており、本研究の推進の中では、研修講師を務め、質的分析等の役割を担う立場にある。

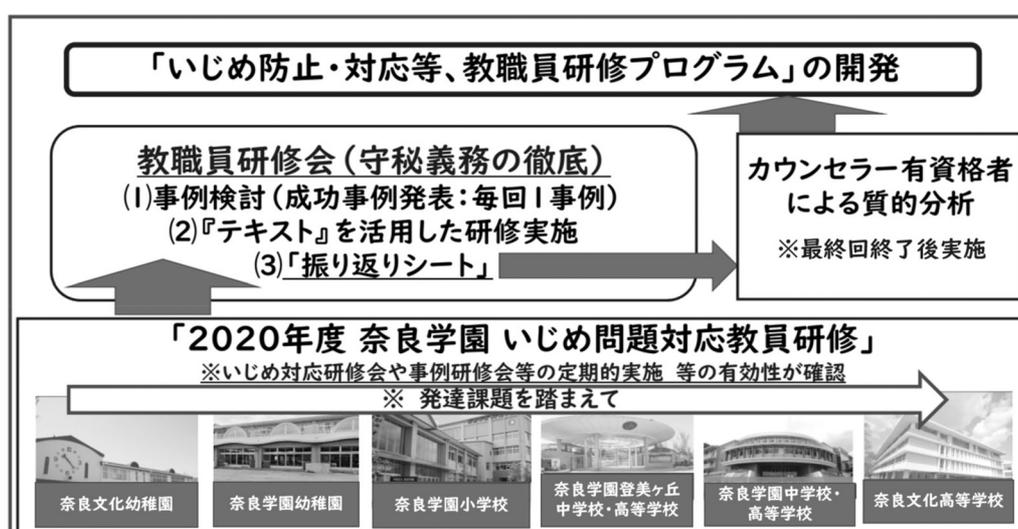


図1 「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」開発：研究全体構想

II. 目的

学校法人奈良学園各学校園より、教育相談（生徒指導）担当者（各校園長推薦）が、定期的に集い（オンライン含む）、研修会【(1)主に各校園の成功事例の持ち寄り・発表、検討。(2)最新の教育相談（生徒指導含む）に関する知見を各章に配した『コンパス教育相談』を基に住本・高橋が当該内容について解説・協議進行）を実施。】を開催し、研修終了後、参加者が記入した「研修振り返りシート」を質的分析（カウンセラー有資格者の住本、高橋が担当）（※守秘義務の徹底）し、「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」の開発に資する。

※本稿では、研究経過（第1回研修結果から得られた知見）を報告する。

III. 方法

奈良学園の教育相談、生徒指導等の担当者が一堂に会し（オンライン含む）、(1)事例検討（成功事例発表・検討）(2)テキストを活用した研修(3)(1)～(2)の振り返り、(3)の振り返り内容をカウンセラー有資格者複数名による質的分析（カウンセラー有資格者複数名が半構造化面接・KJ法で整理）を施し、「いじめ防止・対応教職員研修プログラム」開発に結びつける。

※本稿では、第1回研修結果を基に整理し、その結果から得られた知見を報告する。

IV. 研修内容（概要）〈事例については、本意に影響のない範囲で内容を変更している・守秘義務の徹底〉

1 【第1回内容】令和4年9月15日（木）15:00～16:30（オンライン）（図2参照）

1) 事例報告・検討：「奈良文化高等学校の生徒指導体制について（生徒危機管理）」（担当：中山）

〈主訴〉学級の中でコミュニケーションがうまくとれず、周囲とトラブルが発生するなど、孤立してしまう生徒（1年生16歳女子）。いじめにつながる事象も発生。トラブルの解消を一つ一つ対応したり、集団への指導を進めたりするが、クラスに入りにくい状態となり、別室登校も行いながら、対応。並行して特別な支援を要することが徐々に判明。生徒指導部、教育相談部、担任などが中心となり、組織的に対応した事例。なお、事例については、本意に影響のない範囲で内容を変更し、個人が特定されないよう倫理的配慮を徹底した。

〈概要：予防・早期発見・初動重視・組織対応〉

(1) 学校における危機管理体制の構築：危機管理体制の構築事例：いじめなど、日常的に危機を管理するためのツール

- ア) 教員の感性（教員の主観）：教育相談部などによる研修で高める（生徒や状況の見立てなど）
- イ) アセスメント（客観的な分析・生徒の主観）：ASSESS、奈良県版こころと学校生活に関するアンケートなど
- ウ) 「生徒カルテ」生徒の基本情報、成績、出席の状況など：「気づきシート」生徒に関する特徴的な事象を記録し共有する
- エ) 危機管理連絡会議 各学年生徒指導担当、生徒指導部長、教育相談部長が参加。1週間に書き込まれた気づきシートの内容と、各学年の状況などを報告し、危機レベルの分析、対応の必要性や内容を協議する。
- オ) 学年会議 通常の打ち合わせ内容に加え、各クラス担任から気になる生徒の状況について報告するタイミングを設定する。
- カ) 分掌（生徒指導部、教育相談部、ライフサポート担当）
- キ) 各種シート：事象発生時に使えるシート（生徒指導支援室HPなども含む）活用

(2) 系列校実践例：効果的危機管理体制（ク）～（ケ）が機能

- ク) 危機レベルの設定⇒0・1～3
- ケ) 「気づきシート」での情報共有：（保護者からの情報・支援方法の依頼・面接内容・学年会議協議内容・トラブル内容・個別支援計画）
- コ) 「自己申告支援要望シート」での生徒理解
- サ) 教員情報共有（「共有ネットワーク」活用）
- シ) 「危機管理連絡会議」（週1開催）危機レベル決定し、各分掌への要請
- ス) 大きな危機へは「問題事象シート」活用
- セ) 本人・保護者・関係性、学級等への対応・支援
- ソ) 保護者と見通しの共有
- タ) アンガーマネジメントによる支援
- チ) 「自他支援シート」（学級での実施）

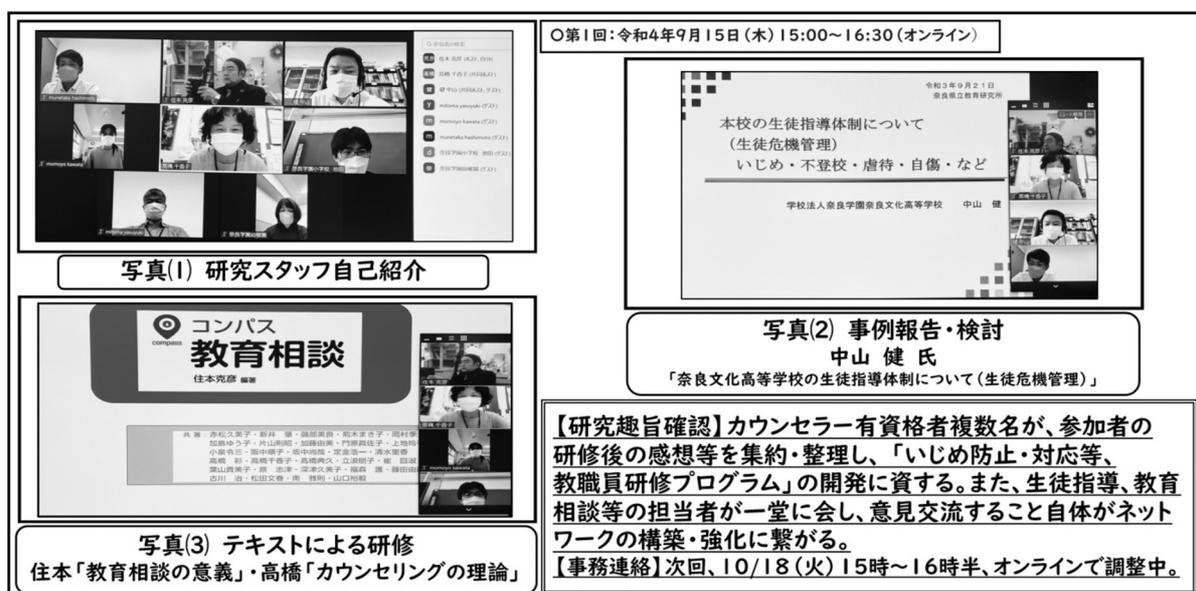


図2 「2022年度 奈良学園共同研究 第1回研修会」

表2 第1回研修会後「振り返り」結果（カウンセラー有資格者KJ法分析後）

〈対象：研修会参加者・複数回答有。4件以上で集約・表示〉

番号	内容(良かった点)	件数
1	【事例報告・検討】成功事例に学ぶ事例検討会の有効性(危機管理体制の充実による効果)	14
2	【テキスト研修】教育実践(生徒指導・教育相談)する際に、裏付けとなる理論(理論に基づくスキル含む)等をベースとすることの有効性	14
3	開発的カウンセリング技法の研修の必要性	4
4	同一学園内で同様の分掌担当者が定期的に意見交流することの有効性	4
5	研修会に専門家が入ることの有効性	4
6	その他	2

ここでは、(1)【事例報告・検討】成功事例に学ぶ事例検討会の有効性(危機管理体制の充実による効果) (2)【テキスト研修】教育実践(生徒指導・教育相談)する際に、裏付けとなる理論(理論に基づくスキル含む)等をベースとすることの有効性 (3)開発的カウンセリング技法^{注1)}の研修の必要性 (4)同一学園内で同様の分掌担当者が定期的に意見交流することの有効性 (5)研修会に専門家が入ることの有効性 等が確認された。

本研究では、年間を通しての各学校園からの報告、テキスト研修を踏まえたうえでの質的分析を施し、「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」開発に繋げるものである。

本稿は、経過報告ではあったが、(1)【事例報告・検討】成功事例に学ぶ事例検討会の有効性(危機管理体制の充実による効果)においては、①「組織での対応が重要であることを改めて考えさせられた。」②「情報の共有の場を設定することが重要であると再認識した。」③「危機管理体制を確立しておくことの重要性を痛感した(問題行動が深刻化しないうちに対応できる)。」④「生徒指導を進める中で、『気づきシート』等の教職員が情報共有できる、また手立てに繋がる土台が必要だと感じた。」等の意見があり、「体制」「組織」等での対応の重要性が認識されていた。

(2)【テキスト研修】教育実践(生徒指導・教育相談)する際に、裏付けとなる理論等をベースとすることの有効性においては、①「全ての保育・教育のベースに「命の教育」があることを改めて認識できることができた(理論から学べて良かった)。」②「教育相談の基礎理論を再確認することは有益であった。」③「生徒指導を進める上で、教育相談を基軸にすることが大切だと改めて実感した(生徒指導・教育相談の関係の理解)。」④「自己肯定感の育成は、子ども達にとって最重要な課題だと再確認できた(自尊感情の定義・育成の重要性の理解)。」等の意見があり、実践の裏付けとなる理論(理論に基づくスキル含む)の学びの大切さが確認された。

(3)開発的カウンセリング技法の研修の必要性においては、①「開発的カウンセリング技法についての研修機会が大切だと感じた。」②「開発的カウンセリング技法の説明が大変わかりやすかった(これから実践していきたい)。」③「開発的カウンセリングについての別途研修も受けたい(より詳しく)。」④「エンカウンターによる自己肯定感の育成等、具体的に学びたい。」等の意見があり、構成的グループエンカウンター等の開発的カウンセリング技法の活用へのニーズが高かった。

(4)同一学園内で、同様(教育相談等)の分掌担当者が定期的に意見交流することの有効性においては、①「高校

注1) 開発的カウンセリング技法：開発的カウンセリングは、児童生徒の心理的な発達を促進し、社会生活に必要なライフスキルを育て、困難な問題に対処する力やストレス耐性を高める活動である。活動の視点として、「人権教育」「ライフスキル教育」「キャリア教育」などがある。これらは、生涯にわたる発達課題達成の支援であり、全ての児童生徒が対象となる。教科学習や特別活動、総合的な学習などの学級、学校全体の教育活動を通して実施する(文部科学省HP「在外教育施設安全対策資料【心のケア編】」2003)。具体的な技法としては、「構成的グループエンカウンター」「ソーシャルスキルトレーニング」「アサーショントレーニング」「ストレスマネジメント教育」などを指す。

から幼稚園までの関係者が集まることでいい連携に繋がると実感できる。」②「同じ法人の中、皆が本音で話し合える、そして大学教員の専門の立場からアドバイスをいただける、本研修を契機に法人内の学校がこれまで以上に連携し合えるようになると良いなと考える。」③「こういった同一学園内での研修が定着することを望む。」④「特に、教育相談や生徒指導においては、事例検討会の実施によって担当者の資質が高まるので、こういった研修が定期的実施されることを望みたい。」等の意見があり、今後、第2回、第3回と研修を重ねることによって、よりこういった思いは強くなっていくであろう。

最後に、(5)研修会に専門家が入ることの有効性においては、①「様々な事例を検討する際に専門家が入ってもらうことの重要性を感じた。」②「組織で、体制での実践、そしてその組織や体制に、またこういった研修の場に、専門家が属していることの重要性を実感した。」③「参加者の読み合わせも実施しているかと思うが、専門家の解説があるので理解しやすい。」④「参加者の読み合わせも実施しているかと思うが、専門家の解説があるので理解しやすい。」等の意見があり、今後、事例検討により一層時間をかけ、その内容が深まるにつれ、この視点の重要性は高まるものとする。

VI. 今後の展望

本研究は、「いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施」を奈良学園全体で複数回実施し（各学校の生徒指導、教育相談等の担当者各1名参加）、毎回(1)生徒指導、教育相談に関する事例報告・検討 (2)最新の「教育相談」テキストを活用した研修を本年度実施し、参加者の研修の振り返りを基に、カウンセラー有資格者複数名が、半構造化面接を実施し、KJ法によって、その内容を整理、分析し、「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」開発に資するものであるが、本稿ではその第1回目研修から得られた知見を報告するものであった。

ここでは、5項目の有効性も確認されたが、要望（改善点）として、「『事例発表』において、先生方が事例の中で具体的にどのようにアプローチをされたのか、また、研修会に参加されている先生方ならその事例について、どのような手法で対応されるのか等、一層意見交流を深めていきたい。」の意見もあり、より事例検討に時間をかけ、内容を充実させたい。

また、「教わり学んだ内容を、各校の実情を踏まえ、どのように現場で活かしていけばよいか、個別にご相談できれば有難い。」「開発的カウンセリング技法の体験的学びを希望。」等の意見もあり、研修後の個別支援や別途研修実施を望む声などもあった。こういった研修の企画・実施に一層の改善や工夫が望まれる。そのことによって、より充実した「いじめ防止・対応教職員研修プログラム」を開発し、いじめ問題の解決の一助としたい。

さらに、本研究の目的でもあるが、前述した「同じ法人の中、皆が本音で話し合える、そして大学教員の専門の立場からアドバイスをいただける、本研修を契機に法人内の学校がこれまで以上に連携し合えるようになると良いなと考える。」「こういった同一学園内での研修が定着することを望む。」等の要望の意見があったように、本研究の推進によって、各学校の教員個々が、それぞれの専門性を活かしたネットワークの構築や一層の充実に結び付けたい。

謝辞

本稿執筆において、様々なご示唆を頂いた、伊瀬 敏史 学校法人奈良学園理事長様はじめ、辻 毅一郎 奈良学園大学前学長様、金山 憲正 奈良学園大学学長様、山田 勝美 監事様 はじめ関係の皆様、また、本研究推進におきまして、ご協力（共同研究者推薦、研修時間への配慮等）頂いております、奈良文化高等学校 中野 善久 校長先生、奈良学園中学校・高等学校 河合 保秀 校長先生、奈良学園小学校 梅田 真寿美 校長先生、奈良学園

幼稚園 谷川 具子 園長先生、奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校 安井 孝至 校長先生、奈良文化幼稚園 角田 道代 園長先生に衷心より御礼申し上げます。

文献 (References)

- 1) 兵庫県教育委員会 (2007)『命の大切さ』を実感させる教育への提言 <https://www.hyogo-c.ed.jp/~inochi/pdf/INOCHI0703.pdf> (最終閲覧日:2022年7月1日)
- 2) 兵庫県心の教育総合センター (2002)「学校における心の危機対応実践ハンドブック」
- 3) 兵庫県心の教育総合センター (2007)「命の大切さを実感させる教育プログラム」
- 4) 梶田叡一 (2018)「〈いのち〉の教育のために」金子書房
- 5) 國分康孝・國分久子 (監修) 住本克彦 (編著) (2019)「エンカウンターでいじめ対応が変わる」図書文化社
- 6) 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター (2013)「いじめ追跡調査 2010-2012」
- 7) 教育再生実行会議 (2013)「いじめの問題等への対応について (第一次提言)」
- 8) 森田洋司・清永賢二 (2004)「いじめー教室の病い」金子書房
- 9) 文部科学省 (2006)「いじめ問題への取組の徹底について」(通知)
- 10) 文部科学省 (2010)「生徒指導提要」教育図書
- 11) 文部科学省 (2010)「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集 (学校・教員向け)」
- 12) 文部科学省:「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針ー子どもの『命』を守るためにー」2012.
- 13) 文部科学省 (2013)「いじめ防止対策推進法」
- 14) 文部科学省 (2013)「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)
- 15) 文部科学省 (2013)「いじめ防止対策推進法の公布について」(通知)
- 16) 文部科学省 (2013)「『いじめ防止対策推進法』の成立を受けたいじめの問題への取組の徹底について」『月刊生徒指導』第43巻第11号学事出版
- 17) 文部科学省 (2014)「いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について (通知)」
- 18) 文部科学省 (2016)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- 19) 文部科学省 (2017)「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
- 20) 文部科学省 (2019)「平成30年度児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査」
- 21) 中井久夫 (2016)「いじめのある世界に生きる君たちへーいじめられっ子だった精神科医の贈る言葉」中央公論新社
- 22) 大阪弁護士会・子どもの権利委員会・いじめ問題研究会編 (2017)「『いじめ』の法的対応」エイデル研究所
- 23) 阪根健二 (2020)「生徒指導のリスクマネジメント」学事出版
- 24) 坂田仰 (2018)「増補版いじめ防止対策推進法全条文と解説」学事出版
- 25) 住本克彦 (2009)「『命の大切さ』を実感させる教育への提言:『教員研修』」兵庫県立教育研修所心の教育総合センター
- 26) 住本克彦 (2010)「エンカウンターで不登校対応が変わる」図書文化社
- 27) 住本克彦 (2014)「いじめ防止教育プログラム」の開発研究ー総合質問紙『i-check』を活用した「いじめ防止教育プログラムー」環太平洋大学研究紀要 第8号 100-113
- 28) 住本克彦 (2015)『いのちの教育』カリキュラム開発への取組ー小・中・高校生を対象にした『いのちの教育』に関する質問紙調査結果をととしてー科学研究費助成事業・基盤研究 (B) 課題番号 24330254 (研究代表者:梶

- 田叡一 (2012~2014) 「いのちの教育カリキュラムモデルの開発的研究」研究成果報告書『いのちの教育カリキュラムモデルの開発と実践』27-40
- 29) 住本克彦 (2018) 「命の教育」の一環としての『いじめ防止教育プログラム』開発に関する一考察—文部科学省のいじめ防止対策事業を踏まえて—」新見公立大学 研究紀要 第39巻 71-78
- 30) 住本克彦 (2018) 「『生徒指導』『教育相談』における“S-7 step 法”活用の有効性の検討」新見公立大学 紀要 第38巻第1号 65-70
- 31) 住本克彦 (2018) 「いじめ問題にどう立ち向かうか」岡山県教育委員会教育時報 巻頭論文 平成30年4月号 4-7
- 32) 住本克彦 (2019) 「『いじめ防止』は『いのちの教育』の視点から向き合う」健学社 心とからだの健康 私の提言 (巻頭論文) p.9 第23巻第12号
- 33) 住本克彦 (2020) 「『いじめ防止・対応教職員研修プログラム』の開発に関する一考察—学校法人奈良学園での実践を通して—」奈良学園大学紀要 第13集 157-175
- 34) 住本克彦 (監修・編著) (2021) 「(令和3年版) 総合質問紙:i-check:アイ・チェック」東京書籍
- 35) 住本克彦 (編著) (2022) 「コンパス教育相談」建帛社
- 36) 山本奨・大谷哲弘・小関俊祐 (2018) 「いじめ問題解決ハンドブック」金子書房

